

平成 2 1 年 度

定 期 監 査 報 告 書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員

21東広監第22号
平成21年11月17日

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長 様
東京都後期高齢者医療広域連合長 様
東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 様

東京都後期高齢者医療広域連合
監査委員 鈴木 郁夫
監査委員 深澤 利定

平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について、別紙のとおり提出します。

平成21年度定期監査報告書

1 監査の対象及び期間

対象部局	実施監査及び事情聴取実施月日
総務部	平成21年6月 1日(月)～7月9日(木)
保険部	平成21年6月15日(月)～7月9日(木)
会計室	平成21年6月 1日(月)～7月9日(木)

2 監査の対象

平成20年4月1日から平成21年3月31日までに執行された、平成20年度の財務に関する事務。

3 監査の方法

あらかじめ主管部(課)から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料と関係書類及び諸帳簿等を照合する書面による監査並びに関係責任者への事情聴取を実施した。

4 主たる観点

- (1) 財務に関する事務が、計画に則り法令の定めるところに従い適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 予算執行、会計事務、契約締結等の財務経理及び物品管理は、諸規程に基づき適正に処理されているか。

5 監査の結果

平成20年度における財務に関する事務の執行状況については、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。

医療費の適正化に向けた努力については、レセプト及び療養費申請に対して厳密な資格確認を行うことで、被保険者に対する支給事務の安定化が図られた。

さらに、レセプト内容点検からの再審査による過誤調整を行うことで、医療費の節減が図られた。

また、制度定着への取り組みであるが、国及び東京都からの補助金を活用し、各種の多様な広報媒体、特にマスメディアを活用し、わかりやすい制度周知に努めた。

加えて、広域連合お問合せセンターの開設により、多くの問い合わせ等にきめ細か

な対応ができるようになったことにより、広聴、広報事業の充実が図られた。

これらの取り組みは、今後とも、国や都、区市町村と連携を図りながら、被保険者の声をより制度に反映できるよう、引き続き努めて参らねたい。

公表までにはいたらないが改善を要望した事項の中に、契約、検査、会計事務の手引の作成、充実があるが、広域連合職員が各自治体からの派遣職員で成り立っていることを鑑み、基本マニュアルの整備に努められたい。

また、物品管理についても法令に則った自己点検等を実施されたい。

なお、監査の際に見受けられた事務上の軽微な事項については、改善を指示し、担当責任者から書面による回答が提出され、すべて是正済みである。